議案第 11 号

岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部改正

岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号）の一部改正について，別紙のとおり提出する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

岡山県市町村総合事務組合
管理者　河　島　建　一

［提案理由］

高梁市，高梁地域事務組合及び新見市の組合員に対する福利厚生に関する事務に係る負担金の引下げを行う等，所要の改正を行う必要がある。

これが，この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（成人病検診補助金の給付）

第9条　運営条例第104条の規定を適用する。

第15条第2号中(ｳ)及び(ｴ)を削り，(ｵ)を(ｳ)とし，同号に次のように加える。

(ｴ)　その他管理者が認める事業

第18条中「100分の0.3」を「1,000分の2」に改める。

第19条中「100分の0.3」を「1,000分の3」に改める。

第20条の見出しを「給付等」に改め，同条中「給付については，次条に定めるもののほか」を「給付等については，第21条及び第23条に定めるもののほか」に改め，「第99条（出産祝金の給付）」の次に「，第104条（成人病検診補助金の給付）」を加え，「及び第110条」を「，第110条」に改め，「（生活資金の貸付）」の次に「及び第111条（体育大会及び文化体育振興事業）」を加える。

第22条を次のように改める。

第22条　削除

第24条中「100分の0.4」を「1,000分の2」に改める。

第25条中「100分の0.4」を「1,000分の6」に改める。

附　則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
（成人病検診補助金の給付） 第9条　運営条例第104条の規定を適用する。	（成人病検診補助金の給付） 第9条　組合員が成人病検診を受けたときは，組合員が負担した額の範囲内で，成人病検診補助金として1人5,000円を，婦人科検診を受けた場合，別途1人1,500円を，脳検診を受けた場合，別途1人5,000円を支給する。また，指定検査項目以外を別料金で受診した場合，組合員が負担した額の範囲内で1項目に限り別途1人2,000円を支給する。 2　前項の補助金は，岡山県市町村職員共済組合が実施した短期人間ドックの受診者に適用する。
（体育大会及び保健文化助成事業） 第15条　組合員の健康増進及び文化向上に資するため，次の事業を実施する。 (1)　略 (2)　保健文化助成事業　組合員を対象に次の事業を行う場合，高梁市及び高梁地域事務組合に対し，次のとおり助成する。 (ｱ)・(ｲ)　略 (ｳ)　備中松山踊り団体連出場助成事業　備中松山踊り団体連に出場する組合員の賄い費を予算の範囲内で助成する。 (ｴ)　その他管理者が認める事業	（体育大会及び保健文化助成事業） 第15条　組合員の健康増進及び文化向上に資するため，次の事業を実施する。 (1)　略 (2)　保健文化助成事業　組合員を対象に次の事業を行う場合，高梁市及び高梁地域事務組合に対し，次のとおり助成する。 (ｱ)・(ｲ)　略 (ｳ)　削除 (ｴ)　削除 (ｵ)　備中松山踊り団体連出場助成事業　備中松山踊り団体連に出場する組合員の賄い費を予算の範囲内で助成する。
（負担金） 第18条　負担金は，毎月，組合員の給料総額の1,000分の2に相当する金額等とする。	（負担金） 第18条　負担金は，毎月，組合員の給料総額の100分の0.3に相当する金額等とする。
（拠出金） 第19条　拠出金は，毎月，組合員の給料総額の1,000分の3に相当する金額とする。	（拠出金） 第19条　拠出金は，毎月，組合員の給料総額の100分の0.3に相当する金額とする。
（給付等） 第20条　給付等については，第21条及び第23条に定めるもののほか，運営条例第93条（医療補助金及び家族医療補助金の給付），第95条（結婚祝金の給付），第97条（弔慰金の給付），第98条（災害見舞金の給付），第99条（出産祝金の給付），第104条（成人病検診補助金の給付），第109条（介護休業補助金），第110条（生活資金の貸付）及び	（給付） 第20条　給付については，次条に定めるもののほか，運営条例第93条（医療補助金及び家族医療補助金の給付），第95条（結婚祝金の給付），第97条（弔慰金の給付），第98条（災害見舞金の給付），第99条（出産祝金の給付），第109条（介護休業補助金）及び第110条（生活資金の貸付）の規定を適用する。

第 111 条（体育大会及び文化体育振興事業）の規定を適用する。	
	（体育大会及び文化体育振興事業）
第 22 条　削除	第22条　組合員の健康増進及び文化向上に資するため，次の事業を実施する。 (1)　体育大会の開催　運営条例第 111 条第 1 号の規定を適用する。 (2)　文化体育振興費の交付　運営条例第 111 条第 2 号の規定を適用する。
（負担金）	（負担金）
第 24 条　負担金は，毎月，組合員の給料総額の 1,000 分の 2 に相当する金額とする。	第 24 条　負担金は，毎月，組合員の給料総額の 100 分の 0.4 に相当する金額とする。
（拠出金）	（拠出金）
第 25 条　拠出金は，毎月，組合員の給料総額の 1,000 分の 6 に相当する金額とする。	第 25 条　拠出金は，毎月，組合員の給料総額の 100 分の 0.4 に相当する金額とする。